

議長	委員長	局長	係長	係

## 第12回議会運営委員会 会議記録

日 時	開会	令和4年12月9日(金) 午後2時59分			
	休憩				
	閉会	令和4年12月9日(金) 午後3時34分			
会議場所	斜里町総合庁舎3階 委員会室				
出席委員	委員長 佐々木 健佑	委員 山内 浩彰			
	副委員長 若木 雅美	委員 木村 耕一郎			
	委員 久野 聖一				
	委員外議員 須田 修一郎	議長 金盛典夫			
欠席委員					
説明員					
参考人					
傍聴者数	一般者	名	報道関係者	名	議員
事務局職員	事務局長 平田 和司	議事係長 宮下 直人			

議会運営委員会を開催したので下記により記録する。

記

### 1. 12月定例会議に係る協議について

#### (1) 12月定例会議について

(説明者：説明・提案内容)

宮 下：レジュメ及び資料1から資料3により説明。

平 田：補足説明。2日目の議事日程について「延会」としているが、従来、延会については宣告のみで終わらせていた。しかし、会議規則第25条では延会する場合は「会議に諮って延会する」ということとなっていたため、今回より延会とする場合は「延会とすることにご異議ございませんか」という形で会議に諮ったうえで延会にする、という進め方とさせていただきたい。

初日、2日目の本会議終了後にそれぞれ全員協議会と記載しているが、あくまでも会議の進行具合によって変更する場合がある。今回、一般質問の件数が多いので、初日に全員協議会を開催しないこともあるので、予めご了承願いたい。

宮 下：新聞折込チラシについて、12月11日(日)朝刊に入れる予定。

平 田：チラシに関して、傍聴については新型コロナウイルス感染防止の観点から、これまで通り来庁者の検温等行う。今回まだマスコミ等から問い合わせはないが、一般質問の通告がHP等で出た段階で問い合わせが来る事が予想されるので、その際は6月、9月定例会

と同様に対応してまいりたい。

一般質問の関係で、9人16項目ということで多くなっている。初日で終了する予定ではいるが、ある程度の時間で目途をつけて判断してまいりたい。それによっては2日目の一発目に一般質問から始まることがあるかもしれない、予めご了解いただきたい。そうなった場合は初日の本会議終了後に議運を開き、譲ったうえで進めてまいりたい。また、一般質問の9番目に金盛議員が行うこととなるので、議長を副議長に交代したうえで行い、終了後に再度議長交代し散会もしくは延会という進め方としたい。

一般会計の補正予算について、追加で出される予定があり、その際は最終日に追加議案として提案をさせていただきたい。

(具体的な議論事項)

- ・12月定例会議の議会運営について協議し決定する。

(決定事項)

- ・予定議案23件（町長提出議案22件、意見書1件）一般質問9名16項目、会議日程は12月14日から16日までの3日間、全員協議会2件、レジュメ及び資料1から資料3に記載のとおり進めることとした。

(質疑等)

山 内：延会とする場合について、議案番号の変更は生じるのか。

平 田：議案ではないので生じない。

（2）議会モニター懇談会について

(説明者：説明・提案内容)

佐々木：議会モニター懇談会について、資料4により説明。開催は令和5年1月17日（火）18:30～オンライン開催を予定。

(決定事項)

- ・モニター懇談会について、資料4のとおり開催することとした。
- ・本日のモニター説明会について、金盛議長、若木副委員長は用務のため、ゆめホールからオンライン参加する。

(質疑等)

木 村：他の議員への周知は。

佐々木：3日日本会議終了後の議員協議会の場で説明する。

木 村：一般質問の説明について、一人の持ち時間はどれくらいか。3分くらいでよいかと。

佐々木：3分とする。

（3）その他

(説明者：説明・提案内容)

平 田：以前より説明していた、議会の個人情報保護に関する条例の制定について、3月の定例会に上程しなければならないところであるが、その前に条例の内容に罰則規定を設けることから検察庁の審査が必要になるため、これが約2ヶ月を要するということである。条例は

議長会のひな型を使用しほぼ形とはなっているが、条項の一部に町の個人情報保護条例と合わせる箇所がある。そのため、まず議員に周知する前に検察に送り審査を終わらせたいと考えている。

(決定事項)

- ・議会の個人情報保護に関する条例の制定について、先に検察庁の審査を受けるため条例案を送付することとした。

(質疑等)

金 盛：議長会のひな型を使用しているということで、行政と合わせることで内容が変更することはあるか。町村会でも作られることが予想されるが、どちらに合わせるのか。

平 田：行政に合わせるのは条項番号のみであり、内容が変わることはない。行政のほうは罰則規定がなく、法律に紐づく。

資料：03-1 [資料 1] 221209\_第 12 回議運委員会\_12 月定例会議意見書（案）一覧表

03-2 [資料 2] 221209\_第 12 回議運委員会\_12 月定例会議一般質問通告一覧  
及び新聞折込チラシ

03-3 [資料 3] 221209\_第 12 回議運委員会\_12 月定例会議議事日程（案）

03-4 [資料 4] 221209\_第 12 回議運委員会\_12 月モニ懇計画(20221207)

音声データ：04 [音声] 221209\_第 12 回議運委員会